

第61回全国社会人サッカー選手権長野県大会

(一社)長野県サッカー協会長 マキナリー 浩子
長野県社会人連盟理事長 蒲生 浩明

大会要項

1. 大会名 第61回全国社会人サッカー選手権長野県大会
2. 主催 (一社)長野県サッカー協会
3. 主管 長野県社会人サッカー連盟
4. 後援 長野県/信濃毎日新聞社他
5. 日程 2025年4月6日/4月20日/5月4日/6月1日/6月8日(決勝戦)
6. 会場 サンプロアルウィン 他
7. 参加資格 (公財)日本サッカー協会及び(一財)全国社会人サッカー連盟に登録された第1種(準加盟を含む)チームであって、次の条件に従う。

日程は、参加チーム数及び会場確保の都合により変更がありますので、参加するチームはその旨をご了承ください。

- (1) 大会実施年度の加盟登録手続きを完了し、会費納入済みであること。
- (2) 参加選手は、他のチームに二重登録されていないこと。人数は30名以内とする。
- (3) Jリーグ・JFL所属チーム及び大学連盟・高専連盟・専門学校連盟に加盟したチームは、出場できない。
- (4) 外国籍選手は、1チーム3名までエントリーすることができる(準加盟チームは除く)。(同一試合に同時に試合に出場することもできる。)
- (5) (公財)日本サッカー協会から選手証が、発行されている選手に限る。
- (6) (公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手を、移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。ただし、適用対象となる選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の2種登録チームから選手を参加させることができる。第1種・シニアの年代の選手は適用対象外とする。
- (7) 選手資格に疑義が発生した場合は、長野県社会人サッカー連盟の意見を求めることとする。なお、疑いのある場合は、長野県社会人サッカー連盟がこれを裁定する。
- (8) 予選から本大会に至るまで、同一選手が異なるチームへ移籍後、再び同一大会に参加することはできない。
- (9) ユニフォームは(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規定に従うこと。

8. 試合形式

- (1) 本大会はトーナメント方式により第1位チームを決定する。
- (2) 試合時間を1回戦は70分、準々決勝以降は80分とし、試合時間内に勝敗が決しない場合は、PK方式により勝敗を決定する。ハーフタイムのインターバルは、原則として10分(前半終了から後半終了まで)とする。PK方式に入る前のインターバルは1分とする。
- (3) 競技規則は(公財)日本サッカー協会「サッカー競技規則2024/2025」による。
- (4) すべての試合の出場選手登録は18名以内とし、選手交代は最大5名まで認められる。各チームは最大3回の交代回数を使う事ができ、これに追加してハーフタイムにも交代を行う事ができる。
- (5) チームベンチに入ることができる役員の数6名以内とする。
- (6) 選手の追加、抹消等の登録変更は自チームの大会第1試合の代表者会議時とする。

9. 懲罰規程

- (1) (公財)日本サッカー協会が定める懲罰規定に基づき、(一社)長野県サッカー協会規律・フェアプレー委員会により裁定し懲罰を決定するものとする。尚、懲罰規定 第6節 第36条【不服申立可の可否】に該当する場合に限り、不服申立を(公財)日本サッカー協会へ申請することができる。(手順等は、懲罰規定 第6節参照)
- (2) 本大会で累積された警告が2回となった選手及びチーム役員は、自動的に本大会における次戦の試合の出場停止処分を受ける。
- (3) 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。
- (4) 主審より退場を命じられた選手及びチーム役員は、注)直近の公式戦の出場を自動的に停止し、その後(一社)長野県サッカー協会懲罰基準に準拠して(一社)長野県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が最終裁決を下す。
- (5) 最終試合に主審より退場を命じられた選手及びチーム役員は、注)直近の公式戦の出場を自動的に停止し、その後(一社)長野県サッカー協会懲罰基準に準拠して(一社)長野県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が最終裁決を下す。
- (6) 出場停止処分を受けた選手またはチーム役員の処分が未消化の場合は次年度の公式戦に持ち越すものとする。

注)直近の公式戦：長野県リーグ及び県内各地区主催のリーグ戦は、対象外とする。

10. 運営

- (1) 試合球は大会本部から支給する。
- (2) 試合運営は、長野県社会人サッカー連盟が派遣した運営委員が行う。
- (3) 当日第1試合の2チームは試合時間90分前には集合し会場準備を行う。
また、最終試合のチームはグラウンド整備、後片づけを行う。
- (4) 審判は各チームの帯同審判とするが、準々決勝からは(一社)長野県サッカー協会派遣審判員が行う。(主審は3級以上、副審及び第4審は4級以上の有資格者とするが、自チームの登録審判以外でも可とする。)
- (5) 審判割り当ての各チームは、補助員として4名準備する。
- (6) 各試合前に代表者会議を行う。
第1試合・・・・・・試合開始40分前
第2試合以降・・・・前試合のハーフタイム時
但し、準々決勝以降は上記の限りではない。
代表者会議には、各チームの代表者及び割当帯同審判員が本部に集合し、運営委員立会いのもと下記事項の確認を行うもの。
・当該チームメンバー表、選手証、ユニフォーム正・副2着(GK用含む)、ベンチ着用ビブス
・帯同審判員・・・・・・審判証
・選手資格及び大会要項などの確認
- (7) 選手証 (公財)日本サッカー協会発行の選手証を必ず代表者会議に提出し、提出なき者は出場できない。

※参加チームは煙草の吸殻、飲物の容器、テーピングの屑等をグラウンドに放置せず持ち帰ること。

11. 傷害、事故補償

試合中の負傷等の対応はチームが行なうこと。参加するチームは傷害保険等に加入することが望ましい。また、駐車場等での事故及び試合飛球による傷害、破損等の補償は関係チーム等個人の責任とし、大会主催者は原則として行わない。

12. 表彰

優勝・準優勝のチームには表彰状を授与する。
尚、優勝チームは長野県代表として、北信越大会(7月5日～6日 石川県開催)に出場する権利と義務を有する。

13. その他

- (1) 本要項の内、大会日程についてはエントリー後確定するため、若干変更の可能性があるので承知願いたい。